

## 申請に対する処分

処分名	介護・訓練等給付費の支給決定
根拠法令	障害者自立支援法第19条, 障害者自立支援法施行規則 第7条
所管課	市民福祉部福祉政策課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人（以下のすべてに該当する人）

本市に住所を有する身体上の障害がある人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人又は知的、精神に障害がある人であって、介護・訓練等給付の利用が適当であると市町村が認めた人（なお、当該障害者が18歳未満の場合は、その保護者）

#### (2) 申請の方法

支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に次に掲げる書類を添えて提出する。

ア 世帯状況・収入・資産等申告書，課税状況が分かる資料等

イ 利用者負担額の算定のために必要な資料

ウ 現に支給決定を受けている人は、当該施設受給者証

#### (3) 許認可等の要件

次の事項を勘案し、介護給付・訓練等給付を利用することが必要と認められる場合

ア 介護・訓練等給付費の支給の申請を行った障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況

イ 当該障害者の介護を行う者の状況

ウ 当該障害者の介護給付・訓練等給付費以外の保健医療サービス又は障害福祉サービス等の利用の状況

エ 当該障害者の介護・訓練等給付費の利用に関する意向の具体的内容

オ 当該障害者の置かれている環境

カ 当該申請に係る介護・訓練等給付費支援の提供体制の整備の状況

## 2 標準処理時間

30日（施設入所の場合で、希望施設に空きがなく入所待機が必要な場合は、入所の見通しが立つまで）